

経 営 の 状 況

(27年9月末)



愛媛県信用漁業協同組合連合会

1. 事業の概況

県下の漁業を取り巻く環境は、慢性的な魚価安、就業者の減少や高齢化、資源減少さらには天候不順や燃料費高騰のため、出漁日数の低下等による水揚減少等、漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

こうした中、県下の信用事業の体制整備につきましては、当会は「信用事業協同体(統合信漁連)」として3ヶ年中期計画の2年目を迎え、アクションプランを実践することで、厳しい漁業環境、金融環境の中でも漁業者等のニーズに十分に応え続けられる「浜の暮らしを守る信頼の金融」の構築を目指して鋭意取り組んで参りますので、今後とも一層のご支援・ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○貯金

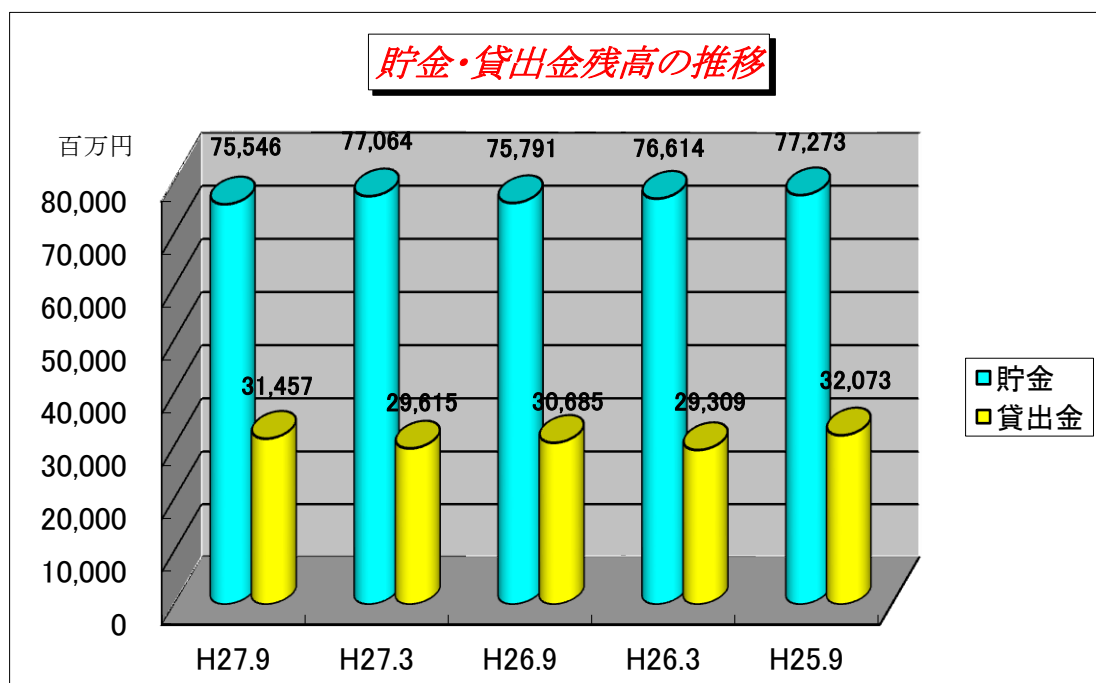
貯金は、夏期に店頭金利に0.4%を上乗せした定期性貯金の特別推進(JFマリンキャンペーン)を展開し、目標額20億円に対し25億円を獲得しました。

平成27年9月末信漁連貯金残高は、年度末770億円の計画に対し、755億円(達成率98.1%、前年同期比3億円の減少)の実績となりました。

また、平残では年度末767億円の計画に対し、753億円(達成率98.2%、前年同期比9億円の減少)の実績となりました。

○貸出金

貸出金残高は、漁業近代化資金を中心とした種苗購入・育成資金及び漁船資金等を推進し、上半期においては30億円の融資実績となり、積立ぷらす・セーフティネット資金についても、上半期28億円の融資対応により、平成27年9月末で315億円(前年同期比8億円増加)の実績となりました。



○財務収支

漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、事業管理費の削減に努めた結果上半期における経常利益は108百万円、当期剰余金は60百万円となりました。

また、自己資本比率は、「バーゼルⅢ」に従った算定の結果、21.24%となり国内基準の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り、高い健全性を維持しております。

2. 事業方針

JFマリンバンク基本方針並に沿った「あんしん体制」の一層の強化に向け、本会「中期経営計画」のもと県下漁協系統金融機能強化のため下記重点事項に全力で取り組んでまいります。

《 重点取組事項 》

① 事業推進

② 経営管理体制の整備

(1) 事業推進

① 共通

- ・会員漁協の組合員とのリレーションを深耕し、JFマリンバンクに対する深い理解による深い理解による協力利用体制の拡充を図るため、**正組合員宅全戸訪問運動**を展開します。
- ・信漁連において**渉外体制を強化**し、組合員等利用者のニーズを把握し、必要な情報を収集または提供して、顧客の満足とJFマリンバンクの信頼度を高め、事業量の拡大を図ります。

② 融資

- ・融資については、**貸出金平残305億円**を目標に、漁業金融機能の強化を図り、会員及び組合員、地域住民等の必要資金に対し、積極的な資金対応を行います。
- ・組合員全戸訪問にて、近代化資金を基本とした漁業事業資金および、生活関連資金について、資金需要の情報を集め、適正に融資対応を行います。
- ・漁業近代化資金を中心とした制度資金等の推進については、「無保証人型漁業融資促進事業」や「農林中央金庫の利子助成制度」を有効活用し、積極的な資金対応を図ります。
- ・漁業者の生活基盤である住宅関連に伴う資金対応や、教育、マイカーローン等、生活関連資金について積極的な推進に努めます。

③ 貯金

- ・貯金については、各漁協と可能な推進方策を協議し、実践に結びつけ、平成27年度**貯金平残目標を767億円**と設定し、資金量確保に取り組みます。
- ・本年度も、安定した取引に結び付けられる個人貯金増強を目的に、引き続き「全国統一キャンペーン」を実施します。
- ・「集まる貯金」である年金を、年金推進委員を中心にリストに基づく訪問推進を行います。

(2) 経営管理体制の整備

① 県域健全性強化への取組み

- ・JFマリンバンク基本方針に基づく体制整備基準をクリアできるよう整備・指導を実施します。
- ・信用事業実施漁協の信用事業協同体参加推進を行います。
- ・信漁連店舗を中心に店舗機能を再構築し、金融機能の強化を図ります。
- ・愛媛県指導協会と連携し、不振漁協の経営改善に取り組みます。

② 内部管理体制の充実

- ・コンプライアンス体制を推進します。
- ・各種研修会や通信教育、人事管理等により人材育成に努めます。
- ・適正確実な事務処理と役席者による検証のレベルを向上させます。
- ・適切な人事ローテーションと職場離脱を実施し、不祥事未然防止を図ります。
- ・内部監査を実施し、管理態勢等の適切性・有効性を向上させます。

3. その他

特筆すべき事項はありません。

4. 金融再生法開示債権(単体)

(単位:百万円)

	平成27年9月末	平成27年3月末	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	877	921	△ 44
危険債権	9,515	9,016	499
要管理債権	1,170	1,245	△ 75
不良債権合計	11,562	11,182	380
正常債権	19,961	18,491	1,470

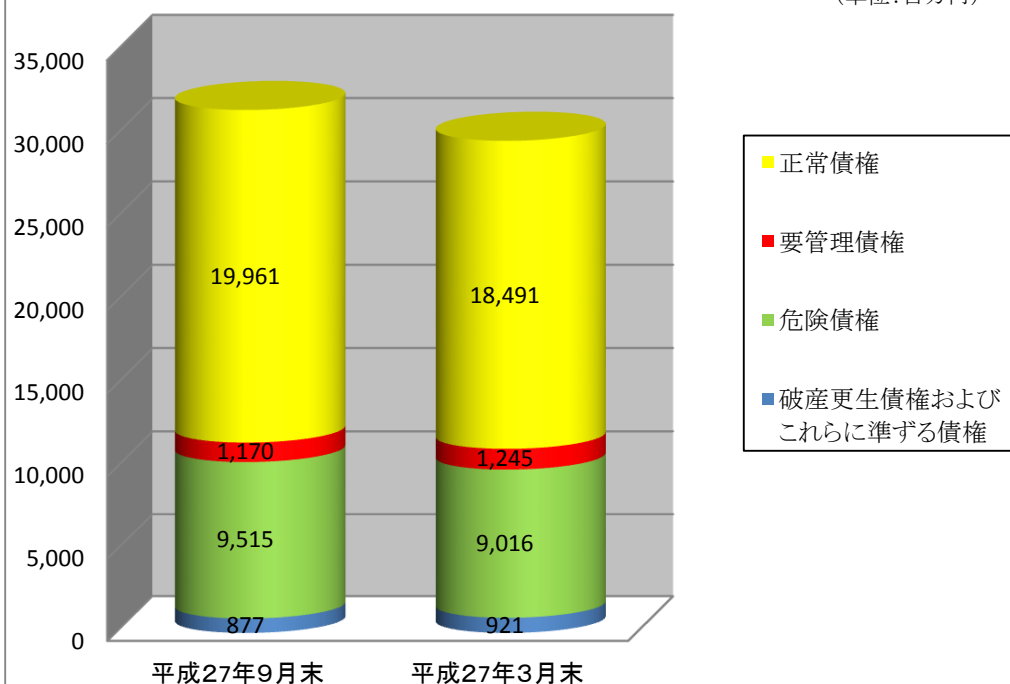
※平成27年9月末の債権額は次の方法により算定しています。

- ① 各債権額は平成27年3月末時点を基準として、対象債権残高を修正しています。
- ② 平成27年3月末以降に、債務者区分の変更が必要と認められる債務者については、9月末時点の対象債権残高を修正しています。

(注1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 (注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 (注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

金融再生法開示債権の推移

(単位:百万円)



5. 単体自己資本比率

平成27年9月末	平成27年3月末
21.24%	22.32%

6. 主要勘定残高の状況

(単位:百万円)

	平成27年9月末	平成27年3月末
貯 金	75,546	77,064
借 入 金	400	0
貸 出 金	31,457	29,615
預 け 金	44,878	47,292
有 価 証 券	—	—